

清末雜誌『教育世界』と王國維

——未詳記事の調査に基づく編集背景の考證——

小島明子

はじめに

王國維（一八七七～一九二七年）は、一八九八年舊曆二月、中國上海に設置された日本語學校である東文學社に二年半ほど在籍し、日本語を學んだ後、數か月の日本留學を経て、一九〇一年舊曆四月から約七年間にわたり刊行された雑誌『教育世界』（全二六六號。のち、一年毎に『教育叢書』一集～七集として刊行された。）¹⁾での翻譯及び文筆に従事したと言われている。この雑誌は清末の教育改革を背景として羅振玉が創刊したものであり、成立経緯や意義等の基礎的な情報に關しては、須川照一『上海時代』の藤田劍峯・王國維雜記²⁾（『東方學』第六六輯、一九八三年）、錢鷗「青年時代の王國維と明治學術文化——『教育世界』雜誌をめぐって——」（『日本中國學會報』第四八集、一九九六年）などの優れた先行研究に詳しい。

『教育世界』には、『靜庵文集』（一九〇五年）に収録されなかつた青年期の著作も残されているほか、王の學問に資したであろう文獻記事も多く掲載されている。當時ショーペンハウアーやカント、ニーチェなどのドイツ哲學に傾倒していた王が、それらの英譯を讀んだり、哲

學・教育學に關する手引書を翻譯することで知識を習得し、自らの思想を形成した痕跡が認められることはすでに指摘されてきた通りである。『教育世界』は廣い意味で、青年期王國維の學問や周邊狀況を知ることができるとなる重要な資料であると言えよう。

しかしながら、大部分の記事の詳細については從來不明のままであった。その原因は、王國維や羅振玉などの著者が明記されている記事が少ない上、出典の不明な記事が大半を占めていたからである。錢鷗（前掲）は、これらを「未署名文章」と稱し、その中の一部に日本書を出典とした翻譯が含まれていることを指摘されたが、わずかな數點に止まり、必ずしも王による著作ではないとの理由から、緻密な分析には至らなかつた。ゆえに昨今では、王國維關連資料としての價値が輕視されてしまつたが、記事のほとんどが著者未詳・出典未詳の状態であつたため、雑誌全體に對して正確な評價を下すことはもちろんのこと、王との關係について論じることが困難であつた。

そこで本稿では、從來研究對象として避けられてきた著者や出典の不明な記事群をあえて取り上げることにより、『教育世界』の編集背景や王國維の關與狀況について再検討を加えたい。（なお、本稿では原

則として新曆を用い、必要な場合に限り舊曆を併記する。『教育世界』の刊行年は、同誌の巻頭、表紙または目次に記載された舊曆を西曆に改め、新曆の翌年に及ぶ月は前年に繰り上げた。また、「〇月上」「〇月上旬」などの時期については、舊曆のまま（〇月上）などと統一して示した。）

一、『教育世界』未詳記事の翻譯と出典

まず、本稿で特に調査分析の対象とした記事群について説明しておく。『教育世界』記事タイトルに付された著者等に關する情報の記載に着目すると、一九〇四年分以降、譯者の記載が廢されたこと以外は、著者及び典據の記載に關する一定の決まりはなく、統一がなされていなかった。特に著者・出典いずれの記載もなくタイトルのみであるケースが大部分を占めている。また、記事の體裁には、寫眞・（廣義での）論說・雜報などの種類が存在した。そこで本稿では、著者・出典のいずれか、または両方がわからないこれらの記事を一括し、「未詳記事」と稱して扱いたい。ただし、『教育世界』同人などの中国人による記名がある場合や、一九〇三年分以前の「文篇」及び一九〇四年分以降の「文牘」に收める、中國の教育關係資料は含めないこととする。

さて、『教育世界』未詳記事は、通號で計一〇〇〇件程度の數に上る（續編を含めず、記事内の小項目を個別に數えた場合）。内容は教育や哲學に關するものを主とするが、文學や科學に關するものも含まれ、古今東西の諸分野に跨がっていた。すでに推測されてきた通り、確かに大半は、日本の文獻を出典とする翻譯または抄譯であつたが、今回の筆者の調査によれば、その大部分は、『教育界』『教育時論』『教育學術界』『教育實驗界』『教育公報』『教育研究』『中學世界』『帝國文

學』『太陽』『東洋哲學』などの、明治期の雜誌であつた。中でも教育關係の雜誌が目立ち、記事は『教育世界』とほぼ同時期、すなわち一九〇〇年前後に掲載されたものに集中することが確認された。

本稿では未詳記事全ての出典に關する調査結果を紹介することはできないが、たとえば、かつて陳鴻祥「王國維年譜」（齊魯書社、一九九一年）により一時は王作とみなされた記事のうち、日本の教育雜誌からの翻譯（一部抜粹や複合を含む）轉載であつたものは、以下の通りである。

- ・「德國文豪格代希爾列爾合傳」（第七〇號）↑登張信一郎「ゲエテとシルレルと」（『教育界』第一卷第一號、一九〇一年一月三日）
- ・「尼采氏之教育觀」（第七二號）↑小川正行「ニーチエ氏の教育觀」（『教育界』第二卷第九・一〇號、一九〇三年七月三日・八月三日）
- ・「格代之家庭」（第八〇・八二號）↑前編・飯田御世吉郎「家庭教育上に於けるゲエテが母」（『教育界』第一卷第四號、一九〇二年二月三日。後編・下田次郎「西歐學事視察記」（『教育界』第三卷第六號、一九〇四年三月三日）及び淺田空花（筆者注：彦一）「ゲエテの少時」（『中學世界』第三卷第一六號、一九〇〇年二月五日）
- ・「脫爾斯泰伯爵之近世科學評」（第八九號）↑石原初太郎「トルストイ伯近世科學觀（上）（下）」（『教育時論』第七〇・七二號、一九〇四年一月五日・一月五日）
- ・「教育家之希爾列爾」（第一一八號）↑中島半次郎「シルレルの教育的感化」（『教育時論』第七二六號、一九〇五年六月一日）
- ・「英國哲學大家霍布士傳」（第二一九號）↑野田義夫「ホップス傳」（『教育學術界』第二二卷第一號〜第五號、一九〇五年一月五日〜一九〇六年二月五日）

・「述近世教育思想與哲學之關係」(第二二八・二二九號) ↑大瀨甚太郎
「近世の教育思想と哲學」(『教育學術界』第三卷第二號、一九〇六年四月一日臨時増刊)

・「霍恩氏之美育說」(第一五一號) ↑上田久吉「ホーン氏審美的教育說」(『教育研究』第三六號、一九〇七年三月一日)

當時の日本の教育雑誌では、西洋の著名な教育家や思想家などの寫眞、傳記、學說などを載せる傾向があつたが、『教育世界』でも特に第六九號より始まる一九〇四年分以降踏襲された。また、出典となつた日本教育雑誌のうち、とりわけ『教育界』は、雑誌のタイトルもさながら、『教育世界』に最も影響を與えた資料として注目される。

出典中、壓倒的な割合を占めるだけでなく、「肖像」の寫眞から始まり、「論說」「學制」「教授訓練」「傳記」欄などを設け、最後に國內外の彙報を載せるといった構成面においても、『教育世界』が第六九號以降、強く意識し範を取つていたことが明瞭に窺える。『教育世界』が第六八號以前は「文篇」と「譯篇」の二章立てであつたのを、第六九號以降に至り右の通り一新したのは、すでに翻譯の主要な資料となつていた『教育界』の編成に合わせたためと思われる。東文學社時代以來、王國維などに學問を教え、羅振玉らが創刊した『農學報』の翻譯活動にも協力してきた藤田豊八は『教育界』に投稿しているほか(第一卷第一二號、一九〇二年一月三日、藤田劍峯「清國教育の前途」、清國に派遣された教育視察官により、現地の學校で活躍する教習として、羅振玉とともに度々紹介されていたことから(『教育界』第四卷第一二號、一九〇五年一月三日、小倉孝治「清國蘇州學事」など)、『教育界』は藤田を通じて齎された資料であつたと考えられる。

そして、上記未詳記事の出典資料は、王國維の著ではないからと言

つて、決して王と無關係ではなく、確實に影響を與えていた。ここでは特に、翻譯の資料となつた割合が壓倒的に多い『教育界』『教育時論』二誌について、『教育世界』に譯出されなかつた部分が王著に影響を及ぼしていた例を數點指摘し、從來の解釋の問題點を併記しておきたい。

たとえば、王は「論平凡之教育主義」(『教育世界』第九七號、一九〇五年(三月上))「教育小言十二則」(『教育世界』第一一七號、一九〇六年(正月上))で、小學教育を重視する立場を「平凡主義」や「苟且主義」と批判しており、自身の高等教育を重視する立場を「知力上之貴族主義」と稱し、教育の任務は英雄や天才を陶冶する點に存すると述べている。「知力上」(または「知力的」)の「貴族主義」という語は王著「叔本華與尼采」(『教育世界』第八四・八五號、一九〇四年(八月下)(九月上))にも見られることから、從來はショーペンハウアーの思想に依據したものと解され、それ以上論及されることはなかつた³⁾。しかし、ショーペンハウアーの思想を現狀教育への批評に應用した點は、實のところ王独自の發想ではなく、日本の影響であつたと思われる。井上哲次郎は「教育の過去及び將來」(『教育界』第一卷第一號)において、「平民教育の必要を唱へる者」を批判し、平民と貴族という階級によつて主義を定めるべきではないこと、世間は「平凡教育に流れる」風潮にあるが、「天才教育の必要」があることを述べている。『教育界』第二卷第三號、一九〇三年一月一日にも、「文部省は、其方針を平凡教育に採る、平凡教育とは、一名姑息教育なり」との社評(「平凡教育の弊」)が載せられていた。

また、王著「教育偶感」(『教育世界』第七三號、一九〇四年(三月上))では、學校が寺院を略奪した事件について觸れている。當時の中國社

會では正義の思想が缺乏していることを述べる前置きとして、そもそも道徳には「消極的道德」と「積極的道德」があり、前者が重要であると述べているが、管見では、これも井上哲次郎の説を受けたものであった。たとえば、井上「教育雜感」の「一、消極的道德と積極的道德」(『教育時論』第五八六號、一九〇一年七月二五日)では、『大學』からの引用箇所や、どちらの道徳を課題とするかといった立場は異なるものの、「消極的道德」と「積極的道德」という分類が見られ、前者が「勿れ」主義で、禁止的(1)な意味合いをもつものであるのに對し、後者は「かくせよ」という「積極的」(2)「方面を教示するもの」であるとの説明があり、王著の理解に資する。かつて錢鷗(前掲)は明治の思想界を主に三つの流れに分類し、『教育世界』の典故資料となつたのは、第三の「哲學科」を中心とした純粹な學問の類に屬すると述べていたが、右によれば、第二に屬する井上哲次郎らの學問も大いに參照してゐたことになる。(3)

また、王著「教育小言」(『教育世界』第一四三號、一九〇七年〔正月上〕)では、教員に對して官位を獎勵の道具としてはならず、學問に独自の價値を認めるべきことを主張しているが、折しも當時の日本では、とりわけ小學教員の待遇を巡つて官位や高給等の要求が繰り返される中、その弊害も指摘されていた。加えて一九〇二年の哲學館事件、一九〇五年の戸水事件、その前後に相次いだ教科書事件を端に、教育の場における政府の干渉や學問の自由について議論が沸騰していた。

もつとも、哲學館事件に關しては、すでに王著「奏定經學科大學文學科大學章程書後」(『教育世界』第一一八・一一九號、一九〇六年〔正月下〕〔二月上〕)に與えた影響が指摘されてきたが、従來は、一九〇五

年秋、田岡嶺雲が蘇州師範學堂に教習として赴任した際に、關連記事が収録された「哲學館事件と倫理問題」を持ち込み、同僚の王らに情報齎したものと考えられてきた。(4)しかし、『教育世界』第五〇號(一九〇三年〔四月下〕)以降には、『教育界』第二卷第五號、一九〇三年三月以降の記事が翻譯されており、譯出されなかつた部分には哲學館事件について觸れた記事も含まれていたことから、田岡との交流以前に、すでに日本教育雜誌により情報を得ていたと思われる。

「奏定經學科大學文學科大學章程書後」ではまた、張之洞が大學に哲學科を設けなかつたことに對して、「吾竊(5)かに嘆く、尙書(筆者注：張之洞)の知の杞人に等しきやと。昔日杞人に天墮ちて己を壓するを憂ふる者有り、尙書の道を憂ふること、無乃是に類せん。(吾竊嘆、尙書之知之與杞人等也。昔日杞人有憂天墮而壓己者、尙書之憂道、無乃類是。)」(『教育世界』第一一八號)と批判した一節が見られる。「杞憂」は、本でも頻繁に使用されていたため、その影響を受けたものと推察される。前掲王著タイトル「教育偶感」「教育小言」も、日本教育雜誌上に散見するタイトルであった。

教育觀のみならず、文學觀においても、受容の形跡が認められる。たとえば、王著「去毒篇(鴉片烟之根本治療法及將來教育上之注意)」(『教育世界』第一二九號、一九〇六年〔六月上〕)「人間嗜好之研究」(『教育世界』第一四六號、一九〇七年〔二月下〕)などでは、阿片や賭博などの低俗な趣味を批判し、これらに代替する文學など的高尚な藝術を推奨する態度を示していたが、日本でもこれに先立ち、娛樂の乏しさと禁煙・禁酒についての議論が活発になされ、文學を始めとした國民の趣味を培養する必要を説いた言論が盛んに發表されていた。王が文學に

藝術としての獨立した價値を認め、教育における必要性を説いたことは、ショーペンハウアーやシラーなどの感化によるばかりではなく、日本での論調にも少なからず刺激を與えられたためと思われる。

未詳記事の出版となった日本教育雑誌が王著に及ぼした影響は右に止まらないが、さらなる記述は割愛するとし、ここで、出典資料の中には、稀に西洋の文獻も含まれていたことを補足しておきたい。たとえば、陳鴻祥（前掲）などが一時王著と見なした以下の記事がある。

・「汗徳詳傳」（第一二六號）↑ Immanuel Kant, *Kant's Critique of Practical Reason, and Other Works on the Theory of Ethics*, translated by Thomas Kingsmill Abbott, London: Longmans, Green, & Co., Paternoster-Row, 1889(1873), "Memoir of Kant"

右の出典は、カント『實踐理性批判』他の英譯である。王國維がドイツ哲學の書を英譯によつて讀み、カントに關しては『純粹理性批判』に次いでその他の倫理學や美學に及んだ（『教育世界』第一四八號、一九〇七年「三月下」）「自序」）ことは知られてきたが、これにより、具體的にいかなる書を涉獵したのが、ほぼ明らかとなった。

以上から、『教育世界』未詳記事の中には、その翻譯の元となった出典資料が、青年期王の學問や思想形成、文筆活動と密接に關わっていたものもあるため、王國維研究においては決して輕視すべきではないことが確認された。先行研究では殊に、王が愛讀し翻譯したことが明白な書物が王著に與えた影響ばかりを論じる傾向にあったが、幅廣い觀點から受容の様相を捉えるべきである。とりわけ、ショーペンハウアーなどにもとづくとしてきた著述の中には、王自身が西洋哲學を直接應用し獨自の理論を築いたというよりも、日本での論點や用語を大いに參考にし、借用したと思われる部分が多く含まれていたた

め、慎重に扱う必要がある。

二、『教育世界』と辻武雄

さて、從來、王國維や『教育世界』と關わりのあつた日本人として注目されてきたのは、藤田豊八を始めとする帝大關係者であつた。須川照一（前掲）は「彼地にあつて必要な書物の選擇と翻譯に際し適切な助言と豊富な資料を提供した人こそ、十年の間羅振玉、王國維と生活を共にした藤田劍峰をおいて他に考えられるだろうか。」と述べており、また錢鷗（前掲）もこれに加え、「未署名文章」の種本は「帝國大學の出身者を中心としたグループのものばかりである。」と述べている。しかし、これらは訂正を要する。まず、「未署名文章」を含む未詳記事翻譯の出典著者は、必ずしも帝大關係者とは限らない。そして、本稿で特記すべきは、『教育世界』において資料提供者としても譯者としても重要な役割を果たし、王とも直接交流した可能性のある、辻武雄という人物の存在である。⁸⁾

辻武雄（一八六八―一九三一年）は慶應義塾の出身であり、號は劍堂迂人、のち劇評家としては聽花と稱した。一八九二年開發社に入社以來、一三年間にわたり日本の教育雑誌『教育時論』に關與し、副社長兼編集長を務めた。生前數回清國に滞在し、教育視察や教員を務めているが（『教育時論』第一〇〇號、一九一三年一月二五日、劍堂迂人辻武雄君寄「北京より」）、中でも二度目の渡清は注目すべきである。

一九〇五年一月、辻は羅振玉の招聘により渡清した。自身の報告によれば、一八日に上海に到着後、翌々日に聘主である羅のいる蘇州へ行き（『教育時論』第七一八號、一九〇五年三月二五日、劍堂迂人「姑蘇の一夜」上）、『教育世界』の編集について打ち合わせをした（同第七二〇

號、一九〇五年四月一五日、劍堂迂人「姑蘇の一夜」下。そしてその後まもなく上海に戻り、同月二三日夜に「農學報館(教育世界社)に入り、翌日『教育世界』編集に着手した。彼は仕事内容についても詳細に語っており、この年彼が翻譯したのは、「培格曼氏社會教育學」長谷川乙彦氏教授原理●薩烈氏之兒童心理學●秩耳列爾氏之品性陶冶論●威爾曼氏之教化學●巴嘉氏之統合教授論●哥羅宰氏之遊戲論●小泉又一氏之歐美教育記實等」であつたという(『教育時論』第七四七號、一九〇六年一月一五日、劍堂迂人「過去一年(上)」)。當該翻譯は『教育世界』第九三〇二五號に掲載)。また、辻はのちに中國での生活を回想する中で、『教育世界』の編集にも従事した二度目の渡清時に、「東京から郵便で、例の赤表紙の雑誌がテーブルの上に置かるゝ毎に一種無限の趣味と感慨とを以て迎へたのである。」(前掲『教育時論』北京より)と、『教育時論』が當時辻の手に確実に届いていた事實をも傳えている。

ただし、辻の『教育世界』への關與は、實のところ、一九〇五年一月に始まつたものではなかつた。それ以前にも、辻が劉坤一・張之洞等に送り、中國の官民間に配布したという「支那教育改革案」(『同文滬報』一九〇一年一月二六日・三〇日部分、のち『教育時論』第五七一號、一九〇一年二月二五日)は、『教育世界』第三號に轉載されている。また、再び劉坤一に贈呈するとともに、東亞同文會の副會長長岡(護美)子爵に託したという「清國兩江學政方案私議」(『教育時論』第五九七號、一九〇一年一月一五日)も、その後『教育世界』第一九號に掲載されている。さらに、未詳記事も含めた『教育世界』翻譯記事の出典資料には、早くから、辻が副社長を務めていた開發社の刊行物が含まれていたことは看過できない。辻は當時『教育世界』の翻譯に必要

な資料を提供できる立場にあつたはずである。以上より鑑みれば、辻は二回目の渡清以前にも、すでに間接的に『教育世界』に協力していたと推測される。

その發端を辿れば、辻はかつて、一八九八年九月から翌年二月までの間、中國各地を視察した際、舊曆の正月前後に上海の東文學社を訪問したことがあつた。(『教育時論』第五〇二號、一八九九年三月二五日、辻武雄「清國新式學校の概況」、『教育時論』第五一〇號、一八九九年六月一五日、劍堂迂人「清國通信」上海片信。)この時の仔細は不明であるが、辻は前年、古城貞吉の紹介により汪康年と面會していたため、當時、雑誌『農學報』や東文學社の發足を通じて古城や汪康年と連絡のあつた羅振玉とも、この邊りで面識をもつたと思われる。

ところで、王國維は、一八九八年舊曆二月以降、一九〇〇年の解散まで東文學社に在籍し學んでおり(『教育世界』第一四八號「自序」)、これは辻が初めて上海・東文學社を訪問した時期と重なる。また、辻は一九〇五年一月二〇日に蘇州師範學堂にて羅振玉と面會した際、「同氏の令息及其他の職員諸氏と共に、午餐の馳走を受けた」(『教育時論』「姑蘇の一夜」下)と述べているが、王もこの時すでに同地へ赴任していたため、辻と面會したはずである。さらに『教育世界』には、度々兩者の譯著が同時掲載されている。

しかし、王・辻二者の接點について現在知られる資料は乏しく、管見では以下のみに止まる。すなわち、辻は『教育世界』第九五號において「敬告清國教育當道諸君」を掲載し、小學教育の必要性を強調しているが、王はこれに對し、第九七號に「論平凡之教育主義」を投じ、痛烈に批判している。一方、辻は『教育時論』に現地での日本人や羅振玉を始めとする中國人との交流を仔細に報告しているものの、

王に關する言及は一切見當たらぬ。

このことは、從來言われてきた『教育世界』後半における王の立場を覆すに値する。すなわち、從來一般的には、『教育世界』第六九號（一九〇四年（正月上））に體裁が變更されると同時に、主編が羅から王に交代したと言われてきた。たとえば錢鵬（前掲）は「王國維の編集時代」としている。しかし、それならば、『教育世界』編集の場を同じくしていたはずの王と辻が直接交流した形跡が全く見られないことは不自然であるため、主編者については今一度考察の餘地がある。

實のところ、主編が途中で王に交代したことを裏付ける資料は寡聞にして知らない。『教育世界』第六八號の「本報改革廣告」には、次號から體裁を改變する旨が書かれているものの、主編に關する言及は見られない。また、辻は「余が羅振玉氏に聘せられて居る本職は、『教育世界』といふ教育雑誌の編輯である」と述べていたが、同時にこれは「教育界の名士羅氏主宰に屬して居る」とも説明していた（『教育時論』「過去一年（上）」）。この證言は一九〇五年一月一六日のことであるため、辻が關與した一九〇五年時點では、羅の指示下で仕事を 행つていたようである。その後も、『教育世界』第二一九號（一九〇六年（六月上））に掲載された王の肖像には、「哲學專攻者社員王國維君」と記されていることから、王は後半においても一介の社員に過ぎず、依然として羅が實權を握つていたと解される。

つまり、『教育世界』後半の主編は王ではなかつた。前章で述べた通り、翻譯の出版資料が王の目に觸れる機會はあつたと思われるものの、しかし、特に一九〇四年舊曆秋以降は、王の蘇州赴任、すなわち上海での長期不在に伴い、掲載された王著の數とは反比例して、王の『教育世界』への直接的な關與の度合いはむしろ低くなつたと考えら

れる。

三、『教育世界』の刊行年月と王國維

① 刊行の遲延と王著

ここで、『教育世界』の主編に關する問題は一旦置き、同雑誌の刊行年月について論じたい。『教育世界』の刊行は、一九〇一年（四月上）から一九〇七年（二月下）までの月二回であつた。しかし、各號の表紙などに記載された年月と、それぞれの記事の内容とを照らし合わせると、實のところ隨所に齟齬が確認できる。

たとえば、「教育小言十二則」（『教育世界』第一一七號）は記載によれば一九〇六年（正月上）刊となつてゐるが、文面には「學部立二月矣（學部二月に立つ）」とあるので、舊曆二月、學部が設立された後に執筆されたはずだ。一九〇五年（九月下）の『教育世界』第一一〇號以降に掲載された羅振玉「學部設立後之教育意見」も同様に、翌年の舊曆二月以降、つまりは四カ月半以上後の號に掲載されているべきである。また、王著「紀言」は丙午一九〇六年（九月上）刊の『教育世界』第一三五號に發表されているが、文中には「光緒丙午冬十月」の出來事が記されているため、少なくとも一ヶ月以上後に執筆されたはずであり、あるいは翌年以降書かれた可能性もある。

従來、王國維や『教育世界』の研究においては、このような矛盾が指摘されることはなかつた。しかし、以上からは、『教育世界』の刊行が四カ月半以上は遅れていた事實が判明する。雑誌の途中で編集に加わつた辻も、一九〇五年一月一六日稿（『教育時論』「過去一年（上）」）において、「原稿と印刷の都合で、發行が随分遅く居る、が年内（陰曆）には、是非悉皆發行しようと云ふて、目下大急ぎに

急いで居る所であつたと述べており、右の推測を裏付けている。

では、この遅れはいつからどれくらい幅で生じたものであつたか。管見によれば、創刊號から遅れていたことは考えにくい。一九〇一年五月一四日（舊曆三月二六日）『同文滬報』には、『教育世界』創刊號（四月上）に掲載された羅振玉の「教育世界序例」が先んじて發表され、「自四月起」と、翌月から刊行する旨が書かれている。さらに、この時点ですでに譯し終えたものとして、創刊號から掲載された『日本文部省沿革略』『學校衛生學』『學校管理法』が擧げられていることから、創刊號はおそらく豫定通りの期日に刊行されていた。

そこで、手掛かりとなるのが、未詳記事の翻譯に隱された出典の刊行月日から浮かび上がる、明らかな遅延である。すなわち、未詳記事の翻譯の出典となつた資料が日本で刊行された年月と、それらが『教育世界』で翻譯刊行されたはずの年月を照合すると、翻譯が元となつた資料よりも先に刊行されたことになるという矛盾が隨所に發見されたのである。これは、『教育世界』の刊行年月の記載が明らかに實際の刊行年月と異なつていたことを示す重要な證據と目される。

筆者の調査によれば、出典記事の刊行年月が『教育世界』の記載年月よりも遅い現象は、『教育世界』一九〇四年分以降頻繁に見られるようになる。一九〇四年（一月上）の第八九號「比利時小學教員修業員」（出典は『教育時論』一九〇五年九月二五日＝舊曆八月二七日）では九か月半以上の遅れが見られ、その後も、一九〇五年（二月上）の第一一五號「論既婚女教師之利害」（出典は『教育時論』一九〇六年七月二五日＝舊曆六月五日）では半年以上の遅れが確認されるなど、一時は半年以上、一年近くの遅延を來していた實態が浮かび上がった。

しかし、創刊當初、『教育世界』創刊號「序例」では、「毎月出書二

冊（毎月書二冊を出だす）」と宣言し、第六八號「本報改革廣告」でも「月出二冊」（月に二冊を出だす）と方針を繼續していたことから、遅延を巻頭の記載に反映させないまま刊行したため、結果として、巻頭の記載年月と中身の間に齟齬が發生したものと思われる。

さて、王國維研究においても、以上の點をふまえて、『教育世界』時代の著作年月については慎重に扱う必要がある。従來の王國維に關する先行研究や年譜などでは、いずれも、『教育世界』に掲載された記事について、その巻頭や表紙、目次などに記載された年月をそのまま王著の發表年月と見なし、著作年月とも混同してきたが、上記に指摘した『教育世界』刊行遅延の實態に伴い、發表時期や創作時期を改めて見直さなければならぬ。

たとえば、青年期王著の多くは、『教育世界』に掲載されたものが一九〇五年舊曆秋九月刊の『靜庵文集』にも収録されている。従來、『靜庵文集』に収録された論説は、はじめに『教育世界』に掲載されたから、のちに文集に収録されたものと廣く認識されてきた。しかし、『教育世界』の刊行が遅れていたならば、中には發表の順序が逆になつてしまつたものも含まれるはずである。

ここで、『教育世界』及び『靜庵文集』の兩方に掲載された王著に注目すると、『教育世界』第一二四號、一九〇六年（四月下）に掲載された「靜庵詩稿」に關しては、『教育世界』よりも『靜庵文集』での發表の方が早かつたことはすでに知られる通りである。だが、第九三號（一九〇五年（正月上））「論近年之學術界」、第九六號（同年（二月下））「論新學語之輸入」、第九七號（同年（三月上））「論平凡之教育主義」、第九九號（同年（四月上））「論哲學家與美術家之天職」に關しても、『靜庵文集』での發表の方が早かつた可能性がある。また、『教育

世界』第七三號から第九九號までに掲載された王の論説は、他は全て『靜庵文集』に収録されていることから、第九八・一〇〇號(同年三月下)・(四月下)「周秦諸子之名學」が『靜庵文集』に収録されなかった理由は、執筆時期がちょうど舊曆九月前後に当たり、『靜庵文集』の刊行には間に合わなかったことが考えられる。

ただし、當然ながら、王著の執筆年月は、掲載された『教育世界』の實際の刊行年月と必ずしも一致するものばかりではない。たとえば、『教育世界』第一六〇・一六二・一六三號(一九〇七年九月下)〔二〇月下〕(二一月上)に連載された王著「書辜氏湯生英譯中庸後」に關して言えば、實際の刊行・發表は一九〇八年になった可能性があるが、後日、『學衡』第四三期(一九二五年)に再掲載した際に王自ら付した自注によれば、「光緒丙午」一九〇六年の作であったという。¹²⁾

本稿では、『教育世界』に見られる王著全てについて、嚴密な年月を推定することはできないが、以上から、『教育世界』の記載年月と、實際の刊行年月と、著者自身が擱筆した年月は、必ずしも同一ではなかったことを、まずもって認識する必要がある。

また、王著の發表状況から、逆に『教育世界』の刊行状況を類推することもできる。第一一六號(一九〇五年十二月下)は、出典資料の情報から、實際の刊行は一九〇六年舊曆六月下以降であったはずだが、後續する第一一八・一一九號(一九〇六年正月下)〔二月上)に連載する「奏定經學科大學文學科大學章程書後」は、同年舊曆五月二五日の『東方雜誌』に轉載されているため(節録丙午第二三期教育世界)と注す)、第一一六號よりも先に刊行されていたことがわかる。つまり、『教育世界』は必ずしも號順に刊行されていたわけではなく、遅延のため翌年に繰り越された分よりも、並行して編まれた翌年分の

方が先んじて刊行されてしまう場合などもあったということである。

② 『教育世界』主編の再考

さて、論題を戻し、ここで『教育世界』の主編について再び論じた。筆者は先に辻という人物の關與状況から、『教育世界』第六九號より始まる一九〇四年分以降の主編が王に交代したとの從來説を否定し、次いで、雑誌の刊行が期日通りに行われておらず、遅延が発生していたことについて指摘した。そこで、本稿では、一九〇四年分途中邊りから、實際上の主編が辻に一時委任されたとの説を提起したい。

その理由は、辻が『教育世界』編集に加わったのは一九〇五年一月下旬のことであり、『教育世界』の記載年月に従えば一九〇五年分以降に當たるが、實際には、この時点でまだ一九〇四年分の刊行が終わっていないことが挙げられる。折しも、一九〇四年舊曆秋には羅・王らが蘇州へ赴任し、彼らと同じく『教育世界』の翻譯に當っていた沈紘もこの前後で佛國へ留學するなど、編集の場は更なる人手不足に陥り、遅延が徐々に擴大していたことから、缺員を補充し遅延を挽回する必要があつた。そこへ辻が代わりに派遣されたと考えられる。未詳記事の出典を調べると、一九〇四年分では、新たな日本人の關與¹³⁾辻の參入を裏付けるべく、『教育時論』を出典とする記事が多くなるほか、『教育公報』『教育實驗界』『教育學術界』などの、それ以前には見られなかった新しい日本資料が續々と齎されていた。

ここで一つ、從來説との間に生ずる疑問を解決したい。すなわち、從來、第六九號以降を王國維主編と見なしてきた最大の理由は、王著の傾向と合致した西洋の哲學や文學に關する記事が多く掲載されるようになった點であつた。それではなぜ、王が不在となり、王以外の

人物が主編を任されたにも関わらず、雜誌上には王の趣味や思想が反映されたのだろうか。それは、當時の日本における教育雜誌での傾向を踏襲したためでもあったが、さらに、王と同趣味をもつ樊炳清が、『教育世界』の編集に直接關與していたことが原因であつたと思われる。

樊炳清は、字は少泉、抗父(甫)、號は志厚、浙江省山陰の出身だが、王とは東文學社での同學であり、以來、生涯にわたつて親交を續けた人物である。羅振玉の自傳『集蓼編』によれば、『教育世界』はもともと羅が武昌の湖北農務局・農學堂に赴任中、同伴していた王・樊と共に發足したものであつた。『教育世界』第一號、第三號、第三三號には樊による翻譯が掲載されており、また、王の「人間詞」(『教育世界』第二三號)には樊炳清の署名つき序が付されているが、實際は王自身の筆によるものであつたエピソードで知られている。この序によれば、「知我詞者莫如子(我が詞を知る者子に如くは莫し)すなわち、樊は王の詞を誰よりも解する知己の友であつたが、二人の學術交流は決して詩詞作だけに止まるものではなかつた。樊はのち一九一二年以降、張元濟の招聘により上海・商務印書館に入社し、翻譯や執筆を續けたが、その時期『教育雜誌』に掲載した論說や、『哲學辭典』(一九二六年)の内容からは、西洋の思想や文學、教育事情について相當な知識を有していたことが窺える。これらはいずれも、青年期に『教育世界』での翻譯を通して培つた知識が基盤となつており、王著とも傾向が重なる。よつて、『教育世界』は王の不在中も、樊炳清の存在により、編集内容からは王の氣配を感じさせ、結果として、王國維主編であるとの誤解を招いたと推測される。

なお、『教育世界』は、一九〇六年の春に辻が蘇州に轉職し、それ

までは蘇州にいた王國維・羅振玉がほぼ入れ違いで北上した頃から、再び羅振玉の主編下に戻つたと考えられる。その證據に、王・羅らが北上後翻譯などに攜わつた『學部官報』(一九〇六年八月)には、『教育界』『教育時論』『教育實驗界』『教育學術界』『教育研究』『太陽』『東洋哲學』など、『教育世界』の翻譯の元となつていた典故資料が流入している。表紙の體裁も、第八一號(一九〇四年(七月上))以降、表題の字體や圖繪の曲直が若干變更されたことを除けば、一九〇四・一九〇五年分はほぼ同一であつたが、一九〇六年分に至り全く異なるものに改變された。羅の『集蓼編』によれば、羅が『教育世界』に關わつたのは前後およそ五年間であつたと言うが(先後凡五年)、假に筆者の推測に従い、一九〇一年(四月上)から一九〇四年舊曆夏以前の約三年間と、一九〇五年分の遅延部分及び一九〇六・一九〇七年分の約二年間であつたとすれば、前後で五年餘となり計算が合う。

ただし、出版業務は終刊まで一貫して上海で行われていた。羅振玉の弟で、王らと同じく『教育世界』の翻譯に従事していた羅振常によれば、王が蘇州滞在中に書いた「人間詞甲稿」(『教育世界』第二三號、一九〇六年(四月上))の原稿は、羅振常と樊炳清のもとへ郵送されてきたとのことであるから、上海での出版事務は一九〇六年分時点で羅振常・樊炳清の二人に任ざられていた様子が窺われる。しかし、樊もまもなく北上してしまつたため、その後は羅振常が上海での仕事を中心的に擔つたと考えられる。

つまり、『教育世界』は一九〇四年分に至り一時日本人の辻に託されたが、一九〇六年分に至る前に羅振玉の主編に戻され、羅兄弟の協力により、上海・北京の二カ所を編集の據點にするようになったということである。

四、『教育世界』記事未詳の理由と著作権

ところで、『教育世界』の記事には、募集要項などの記事も掲載されていたが、先に指摘した大幅な遅延により、応募期限が過ぎてしまふ場合もあった。たとえば、第八〇號（一九〇四年六月下）には、同年舊曆七月に創設し、舊曆十一月に始業した（羅振玉『集蓼編』）江蘇師範學堂の「江蘇師範學堂招考章程」が掲載されており、入學を志願する學生は、舊曆九月一日から二〇日まで(註)に手續きを行うようとの告示がある。しかし、同號には、舊曆九月一七日に日本で刊行された雑誌の記事の翻譯も含まれていたため（未詳記事「處分劣等生徒策」）。出典は『教育實驗界』第一四卷第八號、一九〇四年一月二五日、倉田八十八「劣等生處分法」、刊行はおそらく右の期日に間に合わなかつただろう。このことから、『教育世界』はすでにリアルタイムな情報を発信する媒體としての機能が失われていたことがわかる。

ゆえに、『教育世界』は清末の教育改革事業の一つとして世に大々的に廣まることなく、中國全土教育界への影響力は極めて限定的なものであつたことが窺われる。王國維は後日、「此の誌當日世に行はれず、故に之を知る者鮮すくなくなし。」と述べていたが、辻もまた「此雜誌は、まだ讀者の範圍も狭く、澤山に賣れない」（前掲「過去一年（上）」）と證言しており、兩者には大きな矛盾が見られない。

もっとも、雑誌の刊行が遅れること自體は當時珍しいことではなかつたが、『教育世界』の記事の大半が(註)出典不記載のまま掲載されてしまつたのは、一つに、こうした致命的な遅延や、遅延に伴う出典情報との齟齬をあえて世間に晒さず、糊塗しようという意圖が働いたためであつたと考えられる。あるいは、羅振玉の度重なる不在により將來

的に大幅な遅延を來たすことが豫想されていたため、事前に對策を取つたものであつたかもしれない。

だが、一方では、そうした手段を容認してしまつた社會的背景もあつたことを最後に付け加えておきたい。それは著作権事情である。ここで、著作権の扱いに關する當時の日中間の相違を説明しておく。

日本は一八九四年、日英通商航海條約に調印し、五年以内にベルヌ條約（萬國版權保護同盟）及びパリ追加規程に加入することを約したため（議定書第三條及び條約第二條）(註)、これに伴い、一八九九年には、すでに國內法である著作権法が制定されていた。(註) 同法によれば、著作権は翻譯權を包含し（第一條）、翻譯權は著作物の刊行後一〇年（第七條）と定められた。もっとも、新聞や定期刊行物における雜報や政事、時事上の記事には著作権が認められなかつたが、それ以外の記事に關しては、小説を除き、轉載を禁ずる旨が明記されていない場合のみ、出典を明記した上で轉載することが許可されていた（第一一條・第二〇條）。この「轉載」とは、翻譯も含まれ（ベルヌ條約第七條追加規程第四、部分的な引用についても同様であつた（第三〇條）。

したがつて、『教育世界』未詳記事の出典となつた資料に關して言えば、『教育界』（全體）や『教育時論』の「海外（筆者注…または歐洲）教育雜報」などのように、「禁轉載」が明記された雑誌や雜誌記事は、翻譯自體がほとんど認められておらず、それ以外の雑誌の論説や書物についても、典據不記のまま翻譯を刊行することは法律違反と見なされていたのである。

一方、中國がベルヌ條約に加盟したのは一九九二年と、ごく最近の事であり、清末の段階では、まだ著作権に關する日本と同レベルの法律が制定されていなかった。一九〇三年、追加日清通商航海條約の第

五條では、「清國政府ハ又清國語ヲ以テ編製シ且特ニ清國人ノ使用ニ供スル爲メ作製セラレタル書籍冊子地圖及海圖ニ關シ日本國臣民ノ有スル登録濟版權ヲ保護スル爲メニ必要ナル規則ヲ制定スヘキコトヲ約ス」と定められていたものの、日本人のために書かれた日本語の書物に關しては對象外とされていた。⁽²⁵⁾ よつて、『教育世界』を含め、翻譯物は一般的に、出典のみならず、著者すら明記しない状態で翻譯され公にされても、中國では何ら問題視されることがなかつたのである。

しかし、『教育世界』の同人達は、このような著作權事情に對し決して無學ではなかつた。『教育世界』第一四九・二五一號（二九〇七年（四月上）（五月上））には、英・ブリッグス著の譯「論著作權」⁽²⁶⁾が掲載されており、ベルヌ條約の全文が彼らの手元に輸入されていた事實を裏付ける。また、『教育世界』以前、王や羅らが關與していた翻譯雜誌に『時務報』や『農學報』があつたが、いずれも日本人の監督下にあり、翻譯記事に關しては出典の記載がほぼ徹底されていた。特に、王國維が一八九八年に一時書記を務めたという『時務報』では、『教育世界』第一四八號「自序」、月日まで嚴密に記載している。王が當時、日本のベルヌ條約締結を受けて、中國での翻譯事業に齎す影響を危惧していた資料も残されている。⁽²⁷⁾ 以上から、『教育世界』の同人達は、著作權の存在や、これに配慮する方法を知りつつも、『教育世界』ではあえて詳しく記載しない方針を取つたと解される。

そこで、一九〇四年分以降、譯者名の記載を不自然に廢した理由も、おぼろげながら推察される。すなわち、その一つとして、譯者名を記載することに何らかの不都合が生じた可能性があるのだが、それは日本人の關與に伴う著作權上の問題ではなかつただろうか。當時、一九〇四年分以降を續行させるためには日本人のさらなる援助が必要で

あつたが、日本人が日本の著作物を出典・著者不記の状態で翻譯・轉載・出版することは違法であつたのみならず、折しも日本では、中國に輸出した書物の著作權が守られず、著者や出版社が不利益を被ることへの非難が高まりつつあつた。とりわけ上海などの都市部では日本書の翻譯出版が勢力を増していたことから問題視され、取り締まりの強化が促されていた。⁽²⁸⁾ このような情勢をふまえると、辻の『教育世界』への參入に當つては、必ずしも公然と行えることばかりではなかつたのではないかと考えられる。⁽²⁹⁾

つまり、出典・著者・譯者の記載を徹底しなかつたことにより、『教育世界』にとつては不都合な大幅な遅延も、日本人の違法關與も、表面化せずに濟んだのだが、結果として、雜誌の全貌や實態が長い間世に知られないという事態を招き、後世に様々な誤解を齎したのである。

『教育世界』は、その流布狀況からすれば、清末教育改革の一端としての役割は實のところ希薄であつたが、王國維の研究においてのみならず、張之洞『勸學篇』による獎勵の下、日本語を中心とした外國文獻が闇雲に漢譯出版されていた清末の無秩序な翻譯狀況を知る意味においても、改めて貴重な資料と見なすことができよう。

おわりに

『教育世界』の未詳記事は、翻譯であるかもしれないという理由から、王國維研究において特に昨今は除外視され、またその数が膨大であり調査が困難であることから、出典の探究も躊躇される傾向にあつた。とりわけ王國維研究が盛んな中國本土では、日本側の資料が得ら

れず調査が不可能であったことも、研究の不振に大きく関係していたと言える。これに對し、本稿では、従來看過されてきた未詳記事にあえて着目し、隠された出典を調査することで、『教育世界』の編集背景及び王の關與狀況について再検討を加えたつもりである。

筆者の分析によれば、未詳記事は、當時の王國維の周邊にあつて、思想形成や著述に直接影響を与えたものを知る手がかりとして注視する價值がある。たとえば、『教育世界』が日本をモデルとした清末教育改革のもとで刊行された雑誌であつたことは従來知られていたものの、極めて斷片的な認識に止まり詳細とは言えなかつた。しかし、今回の調査から、新たに、日本教育雑誌が果たした役割は大きく、就中『教育界』を模倣したものであつたことが判明した。王國維における日本學術文化の受容も、こうした雑誌を主な媒介として、哲學分野に限らず、教育等の諸分野にまで仔細に及んでいる事實が明らかとなつた。

また、未詳記事の出典は、『教育世界』の編集背景や王國維の活動狀況を間接的に探る上でも、有用な資料と目される。本稿では、特に辻武雄という人物の關與について紹介し、翻譯のための資料を入手するもう一つのルートが存在したことを指摘した。辻が齎した日本資料『教育時論』は、當時の『教育世界』編集の場の狀況をも今日に傳えており、第六九號以降を王國維主編による業績と過大評價してきた従来の有力説を根底から覆すこととなつた。さらに、『教育世界』の刊行が一時は一年近く遅れていた事實も明らかとなり、これに伴い、王著の創作時期・發表時期も見直しの上、年譜を改めなければならなくなつた。

『教育世界』の翻譯の大部分が、なぜ著者や出典を明記しないとい

う處置に至つたかについても、これまで論究されたことがなかつたが、今回の調査から、雑誌の刊行遅延を露呈させないためでもあつたことが推察された。當時の中國においては、著作権がまだ確立されていなかつたため、社會的な背景がそのような杜撰さを容認してしまつたと言えるが、一九〇四年分以降に見られる譯者不記載の裏には、違法を顧みず『教育世界』を支えた日本人の貢獻の實態も隠されていたと思われる。

『教育世界』は従來、清末教育改革事業の一端と見なされてきたが、そうした社會的な影響力や重要性は低く、むしろ王國維や羅振玉の周邊資料として、あるいは當時の無秩序な翻譯狀況を知る資料として、別の觀點から捉え直す必要がある。

以上から、『教育世界』未詳記事は、半ば意圖的に出典等の情報が隠されたことにより、結果として雑誌の全貌が今日に至るまで不明となつたが、それらの記事群にこそ、青年期王國維とその周邊の謎を解く緒が存していたと結論される。

青年期王國維の著作は、長年『靜庵文集』や全集などによつて流布し、『教育世界』から離れて受容されてきたが、『教育世界』の一部であつたことをまず念頭に置いた分析や解釋が不可欠であり、今後もしらなる研究の餘地が残されている。

注

(1) 本稿では『教育世界』テキストとして、主に京大人文研附屬東アジア人文情報學研究センター藏『教育世界』、『教育叢書』(『教育世界』の記事を種類別に切り貼りし再編集されたもので、文字の異同はない。)を使用した。ただし、日本では見られない部分に關しては、中國國家圖書

館・北京大學圖書館藏『教育世界』の現物等を確認した。

(2) 筆者の調査によれば、未詳記事のうち、現在出典が判明しているものは全體の七割以上で、『教育界』を出典とするものは約二割、『教育時論』を出典とするものは約二、五割を占める。詳細については稿を改めて紹介したい。

(3) 後藤延子「王國維における哲學の挫折―その意味するもの―」（『東方學』第五七輯、一九七九年）など。

(4) なお、教育雜誌ではないが、井上哲次郎・高山林次郎『新編倫理教科書』金港堂、一八九八年、訂正再版（のち樊炳清による漢譯が江楚編譯局から刊行された。ただし、出版年は不明。）、卷三第一章にも、すでに二つの道德に關連した言及が見られた。たとえば同著で、「他人の權利を侵害」しないため「消極的に吾人の行爲を制限」する例として、「己の欲せざる所之を人に施すこと勿かれ」との孔子の言が引かれていた點などは、王著「教育偶感」への影響が認められる。また、王は「消極之道德」を義、「積極之道德」を仁に分類しているが、これは、巨理章三郎『孔門之德育』開發社、一九〇一年（のち『教育世界』第三九號に譯出。いずれも井上哲次郎の序文あり。）、第一三章で、「進徳の工夫」の二方法として、「義に従る」「積極的方法」と「過を改むる」「消極的方法」が挙げられていたことを受けたものであろう。

(5) ただし、日本の教育雜誌の雑多な性格からして、思想的な分類はそもそも困難である。錢鷗はまた、第一二・一三號に「日本教育家福澤諭吉傳」があるにも関わらず、『學問のすすめ』を始めとする、日本で重要な教育書が『教育世界』で翻譯されなかったことに對しても疑問を呈しているが、これは、日本から入手できた資料が一九〇〇年前後のものに限定され、偏りがあったためと思われる。當時の日本では、一九〇一年二月に福澤の死を各誌が報じていたが、それ以前、一九〇〇年頃には

『學問のすすめ』全體の流行はすでに廢れ、教育雜誌上ではむしろ福澤の傳記が散見していた。未詳記事「日本教育家福澤諭吉傳」の出典である、奥村信太郎編「福澤諭吉君」（『太陽』第五卷第一三號臨時増刊、一八九九年六月一日「明治十二傑」）もその一つである。したがって、翻譯資料の選擇に當たつては、一貫したイデオロギーが介在していたというよりも、日本から入手できた資料で話題性のあるものや、同人の論說記事と關連性のあるものを中心に、手当たり次第に翻譯していた印象がある。なお、後述する辻武雄は、學生時代、福澤の訓導を受けていた。

(6) 須川照一「王國維と田岡嶺雲 下」（『東方』第四七號、一九八五年）

(7) たとえば、『教育界』第三卷第八號、一九〇四年五月三日、社評「文科大學の改革」では、當時東京帝國大學文科大學において實施された試験制度の改革に對する批判の文面で、六回も使用されていた。當世の教育による弊害を懸念する立場から、廣く用いられていたようである。

(8) 辻武雄の『教育世界』への關與は、蔭山雅博「江蘇教育改革と藤田豐八」（『國立教育研究所紀要』第一一五號、一九八八年）「教育専門誌『教育世界』の基礎的研究（一）―清末期中國の教育近代化過程と文化情報」（『専修大學人文科學研究所月報』第二二七號、二〇〇七年）に言及がある。しかし、上記論文で、羅振玉が辻を主任編集員に拔擢した根據として注記する『同文滬報』光緒三〇年三月二〇日「本社廣告」は、該當記事が見当たらず、「教育時報主筆 辻武雄君著『中國地理課本』」の宣傳記事があるにすぎない。『教育時報』は正しくは『教育時論』であるが、これを『教育世界』と誤認されたのだと思われる。また、同論文では、辻は一九〇四年末に渡航、その後四年間『教育世界』の編集に攜わつたと述べているが、その根據は示されていない。中國においては、いまだに王が『教育世界』の主編であつたとの認識が根強く、王東

明『百年追憶—王國維之女王東明回憶錄』安徽人民出版社、二〇一三年、一一頁にも、一九〇四年主編に任じられたと記されている。

(9) 『教育時論』を典拠とする翻譯記事は、『教育世界』第一六號「伊藤圭介小傳」(未詳記事。出典は『教育時論』第五六九・五七〇號、一九〇一年二月五日・一日「故理學博士伊藤圭介翁小傳」、同第五六九號「伊藤圭介翁逝く」)以降見られる。また、開發社から出版された出典資料は、『教育時論』の他に、巨理章三郎「孔門之德育」(前掲)、山口小太郎・島崎恆五郎譯『エミール抄』一八九九年(のち『教育世界』第五三〜五七號に譯出)等があった。

(10) 『汪康年師友書札 四』上海圖書館編、上海古籍出版社、一九八九年所收、(一八九八年)八月二十九日、古城が汪に宛てた書簡に、「敵友迎君武雄現在東京爲『教育報』主筆、頃擬觀光於上國、以資考證、茲敬介紹閣下。」(筆者注・「迎」は「辻」の誤り。)とあり、その後面會している(『教育時論』第四九一號、一八九八年二月五日「清國通信」)。

(11) 羅振玉「海寧王忠愨公傳」に「甲辰秋、予主江蘇師範學校、公乃移講席於蘇州、凡三年。」(陳平原・王風編『追憶王國維(增訂本)』三聯書店、二〇〇九年所收。)なお、趙萬里「王靜安先生年譜」(『年譜叢書』王靜安先生年譜)廣文書局、一九七一年)によれば、一九〇六年舊曆の春には、羅振玉が學部で職を得たのに隨い北上している。

(12) 『學衡』第四三期、一九二五年所收、王國維「書辜湯生英譯中庸後」後注に、「此文作於光緒丙午、曾登載於上海教育世界雜誌。此誌當日不行於世、故鮮知之者。」

(13) 沈紘は、王と東文學社以來の同學であり、『教育世界』『農學報』に翻譯等を度々發表している。留學期間は定かではないが、『農學報』第二五三號、一九〇四年(四月上)の翻譯を最後に、沈紘の署名がある記事はしばらく見られなくなり、『教育世界』第九七號、一九〇五年(三月

上)以後には、再び留學先パリからの寄稿が載せられている。

(14) 樊炳清については、羅繼祖「王國維與樊炳清」(『史林』上海社會科學院歷史研究所、一九八九年第三期)、陳鴻祥「王國維與近代東西方學人」天津古籍出版社、一九九〇年、篇五などに詳しいが、從來の研究においてはあまり顧みられなかった観があり、その経歴は未詳な部分が多い。樊の著に、「王忠愨公事略」(『追憶王國維(增訂本)』所收。)等がある。

(15) 『羅雪室先生全集』大通書局、一九七三年、五編の一。
(16) 「人間詞甲稿」序、羅振常による附記に、「時人間在吳門師範校授文學、(中略)一日、詞稿郵至、余與樊君開緘共讀、而前已有『序』。(中略)樊讀竟大笑、遂援筆書己名。」(『追憶王國維(增訂本)』所收、羅振常「人間詞甲稿序」跋)参照。

(17) 『教育時論』第七六三號、一九〇六年六月二五日、劔堂迂人「吳江の一夜」によれば、辻は蘇州師範學堂に轉職のため、同年四月二二日には上海を離れ、蘇州へ向かっている。

(18) 『教育世界』第一一〇號、一九〇五年(九月下)以降の表紙には「上海新馬路昌壽里教育世界社發行」または「上海昌壽里教育世界社發行」とある。それ以前の號では農學報館のあった「六馬路」と記されていたが、羅邸のあった「新馬路」に移動していることから、羅の身内を中心に行うようになったと推察される。

(19) 注(16)参照。
(20) 『學部官報』第六九期、一九〇八年一〇月一日「附録」「職員表第四」「履歴表二」によれば、樊は「丙午(筆者注・一九〇六年舊曆)九月」より學部に入局している。

(21) 注(12)参照。

(22) 『官報』第三三五〇號、一九〇四年八月二八日。また、ベルヌ條約・パリ追加規程については、『著作権保護ニ關スル國際同盟條約・國際同

盟條約追加規程・ベルヌ條約及追加規程ニ關スル解釋的宣言書』内務省警保局、一八九八年を参照。

(23) 『官報』第四六九九號、一八九九年三月四日。

(24) 『官報』第六二六三號、一九〇四年一月二〇日。

(25) 中國でこの條項が具體化されたのは、一九二八年「著作権法」であったが、翻譯權に關しては言及がないうえ、基本的に外國書の著作権を保護する對策はとられなかった。藤田知治『支那の著作権法』東京出版協會、一九三三年、「著作権法」第一條・第三條、「著作権法施行細則」第一四條参照。

(26) William Briggs, *The Law of International Copyright: With Special Sections on the Colonies and the United States of America*, London: Stevens & Haynes, 1906. の抄譯。原典の卷末にはベルヌ條約の全文が掲載されている。

(27) 一八九八年三月一日、王國維が許家惺に宛てた書簡に、「蔣伯斧先生說、西人已與日本立約、二年後日本不准再譯西書。然日本通西文者多、不譯西書也無妨。此事恐未必確、若禁中國譯西書、則生命已絕、將萬世爲奴矣。」(吳澤主編『王國維全集 書信』中華書局、一九八四年)

(28) たとえば、『東亞同文會報告』第八〇回、一九〇六年七月二六日「清國版權問題」などの記事に見られるが、それ以前にも、『報知新聞』一九〇二年二月二八日「清國に於る版權保護」(のち『教育界』第一卷第六號、一九〇二年四月三日「世論一斑」で一部紹介。)など、日本側が版權所有者の反對により中國での漢譯出版に消極的であった狀況を伝える資料は少なくない。一八九八年、翻譯の輸出を推進する立場の日本人により創設された善隣譯書館(上海)が、清國に版權保護を請願したことは、その嚆矢であったが、極めて稀な例にすぎず、手続きは一般的には浸透していなかった。

(29) なお、先述の通り、辻は『教育時論』で『教育世界』のために翻譯したものについて紹介していたが、このうち、日本人著の二點に關しては、いずれも著者を明記して掲載していたため、他の未詳記事とは異なり、著作権への配慮があつたことが窺える。また、西洋人著のほとんどは、當時育成會から出版されていた日本語譯からの重譯であり、参照したはずの日本語については明記していなかったが、原典ではないため、それほど問題にはならなかったと思われる。唯一、「秩耳列爾氏之品性陶治論」(未詳記事。出典は『教育界』第一卷第一・三・四・六・八號、一九〇一年一月三日・一九〇二年一月三日・二月三日・四月三日・六月三日、佐々木吉三郎「チルレル(氏)の訓練論」)は、著者・出典不記のまま轉載していた點で確實に問題があつたが、辻はこれも「余が今日までに翻譯した書籍」として挙げており、さらに翻譯時にはタイトルを變更していたため、『教育時論』での報告からだけでは、日本雜誌記事からの翻譯であるとは判断がつかなくなつていた。同じく羅列された他書籍とともに、あたかも西洋の原典を譯したかのような印象を讀者に與える書き方をしていた點は注視される。いずれにせよ、當時の日本には『教育世界』や『教育叢書』がまだ流入していなかったと思われることから、日本人著者が辻の上記の報告のみにより、中國での翻譯狀況を詳細に知り、非難に及ぶことは難しかったであろう。だが、辻が違法に値する翻譯にも關與していたことは確かである。よつて、『教育時論』での報告にあたり曖昧な記述をし、最も重要な資料であつた『教育界』『教育時論』の名を出さなかつたのは、著作権に關する問題があつたためと推察される。